

< 特別徴収に係る給与所得者異動届出書 >

給与と所得者の氏名を記入してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号を記入してください。

給与と所得者の個人番号を記入してください。

1月1日現在の住所を記入してください。

給与の支払を受けなくなった後の住所を記入してください。
1月1日現在の住所と同じ場合は、同上と記入してください。

給与と所得者が退職したこと等により未徴収税額を一括徴収する場合は1・2のいずれかの理由の番号を記入してください。

給与と所得者が退職したこと等により未徴収税額を普通徴収する場合は1・2・3のいずれかの理由の番号を記入してください。

「特別徴収税額の通知書」の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中で「給与と所得者等に係る市税・県税特別徴収税額の変更通知書」により税額変更のあった方については、変更後の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

異動した人の特別徴収税額（年税額）のうち何月分から何月分まで徴収したかを記入してください。

(ア)の特別徴収税額（年税額）から(イ)の徴収税額を差し引いた金額を記入してください。

特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記入してください。

三重県内全市町共通様式

宛先を訂正して、提出する場合は市町名を記載してください。

何月分の納入書で納めるか、確認のうえ記入してください。実際に納入する月日を記入してください。

異

三重県内全市町共通様式

宛先を訂正して、提出する場合は市町名を記載してください。

何月分の納入書で納めるか、確認のうえ記入してください。実際に納入する月日を記入してください。

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

年度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度	
(宛先)		特別徴収義務者指定番号	
桑名市長		010900000	
00年11月1日提出		宛名番号	
1		1	
フリガナ		所属	
カブシキガイシャ クワナ		総務課	
氏名又は名称		氏名	
株式会社 くわな		桑名 花子	
個人番号(マイナンバー)又は法人番号		電話	
1234567890△□×		0594-12-3456	
フリガナ		内線(345)	
クワナ タロウ			
氏名		氏名	
桑名 太郎		桑名 花子	
生年月日		特別徴収税額(年税額)	
9876543210△		120,000	
個人番号(マイナンバー)		徴収済額(納付済額)	
123		6月分 10月分	
1月1日現在の住所		未徴収税額(ア)-(イ)	
桑名市多度町三丁目〇〇番地		11月分 5月分	
異動後の住所		異動年月日	
同上		10月 30日	
異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収方法	
1. 退職 2. 転勤 3. 休職 4. 長期欠勤 5. 死亡 6. 乙欄適用※a 7. 支払少額・不定期※b 8. 事業専従者のみ※c		3. 特別徴収継続 ⇒①を記入 2. 一括徴収 ⇒②を記入 3. 普通徴収(本人納付) ⇒③を記入	
① 特別徴収継続の場合(給与と所得者が、新しい勤務先で特別徴収の継続を希望する場合に記入してください。)			
特別徴収義務者指定番号		新しい勤務先へは、月額額_____円を_____月分(翌10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。	
所在地		受給者番号	
フリガナ		納入書の要否(新規の場合のみ記載)	
氏名又は名称		1. 必要 2. 不要	
② 一括徴収の場合(未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。)			
理由		徴収予定月日	
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため 【注】1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくても原則一括徴収しなければなりません。		徴収予定額(上記(ウ)と同額)	
徴収予定額		左記の一括徴収した税額は、_____月分(翌10日納入期限分)で納入します。	
③ 普通徴収(本人納付)の場合(後日市町より本人あてに納付書を送付します。)			
理由		※市町記入欄	
1. 異動が12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため 【注】1～3に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は原則一括徴収しなければなりません。		※月割 1. 必要 2. 不要	

※a 「乙欄適用」とは、乙欄適用で他事業所で特別徴収されている場合。

※c 「事業専従者のみ」とは、全従業員が事業専従者のみの場合に限る。

※b 「支払少額・不定期」とは、給与が支給されない月がある又は給与から税額が引ききれない月がある場合。

転勤、転職先で特別徴収を継続するときは、旧特別徴収義務者が新特別徴収義務者への給与と所得者の氏名、月割額、徴収開始月等を連絡したうえで旧特別徴収義務者が市へ提出してください。